

木島平村村制施行 70 周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、木島平村（以下「村」という。）が定める木島平村村制施行 70 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの内容と権利)

第 2 条 ロゴマークは別図のとおりとする。

2 ロゴマークに関する一切の権利（著作権、商標権等含む。）は、すべて村に帰属するものとする。

(ロゴマークの使用申請)

第 3 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ木島平村村制施行 70 周年記念ロゴマーク使用（変更）申請書（様式第 1 号）を村長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 村または村が関係する公共的な事業において使用する場合
- (2) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道および広報の目的で使用する場合
- (4) 個人が営利以外の目的で使用する場合
- (5) その他、村長が適当と認める場合

(使用承認)

第 4 条 ロゴマークの使用が村の P R につながると認めるときは、木島平村村制施行 70 周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 村の信用または品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動を助長し、または助長するおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体の営利または宣伝のみを目的とする場合
- (5) 暴力団または暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有する者が関している場合
- (6) その他、村長が適当でないとして認める場合

3 前項の規定により使用の承認をしない場合は、木島平村村制施行 70 周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

(使用料)

第 5 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用上の遵守事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ロゴマークの転貸、改変等応用使用をしないこと。
- (2) ロゴマークの使用期限は、令和8年3月31日までとする。
- (3) 使用の申込みをしたときに記載した使用目的以外の使用をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した物品等は、商標登録をしないこと。

(使用内容の変更)

第7条 第3条及び第4条の規定は、ロゴマークの使用内容を変更しようとする場合に準用する。

(使用承認の取消)

第8条 ロゴマークの使用が各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認の取消しをすることができるものとする。

- (1) この要領に違反し、または違反することが判明した場合
- (2) 申請に虚偽または不正があった場合
- (3) その他使用状況が不相当と認める場合

2 前項の規定により使用承認の取消しをされた場合は、直ちにその使用を中止しなければならない。

3 第1項および第2項により損害を生じることがあっても、村はその責任を一切負わないものとする。

(事故、苦情等の処理)

第9条 使用承認を受けた者は、ロゴマークの使用に伴う事故、苦情等が発生したときは、使用承認を受けた者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 村長は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わないものとする。

(使用状況等の報告)

第10条 使用承認を受けた者は、村長が使用の状況または結果の報告を求めたときは、速やかにその報告をしなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関する必要な事項は、村長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から運用する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別図

※ロゴの形が分かるように背景を緑色にしています。

No.1	No.2
	
No.3	No.4
	
No.5	No.6
	